一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
城ノ平川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
長崎県西彼杵郡時津町日並郷の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線及び一点と四点を令和六年国土交通省告示第四十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 50′ 53.6850″	129° 49′ 22.3805″
2	32° 50′ 53.1323″	129° 49′ 21.3895″
3	32° 50′ 53.2072″	129° 49′ 20.2112″
4	32° 50′ 54.9640″	129° 49′ 19.0157″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳥屋平川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地（昭和四十七年建設省告示第千九百三十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
長崎県雲仙市千々石町庚
字一ツ辻　三九七四番四
字千々石岳　四五六四番三四
ロ　長崎県雲仙市千々石町庚の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線及び一点と三点を昭和四十七年建設省告示第千九百三十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 45′ 33.0917″	130° 15′ 03.2705″
2	32° 45′ 32.6834″	130° 15′ 02.9584″
3	32° 45′ 32.5012″	130° 15′ 02.5541″

○国土交通省告示第九百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中間川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第百六十三号で指定した同号二十二に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県熊毛郡屋久島町中間
字上町　六九四番一　一号及び二号
六一四番一六　三号
地先河川敷
字高田　六一四番一六　四号
六一四番六　五号から七号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中之川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱八号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を林道栗生線道路敷の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱十三号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県熊毛郡屋久島町栗生
字南満丸　二〇九五番　一号
二〇九六番　二号から四号まで
二〇四七番三　八号
地先道路敷
二〇八三番　九号及び十号
二〇四五番三　十一号
二〇四五番三　十二号
地先道路敷
二〇五六番一　十三号
地先道路敷
二〇五六番一　十四号
二〇八九番　十五号
二〇三八番　十六号
国有林三本松三五―お小林班　五号
字北満丸　二一〇一番一　六号
二一〇四番　七号
地先道路敷
字南吉元　一七三五番　十七号

○国土交通省告示第九百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中之川
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和五十年建設省告示第七十八号で指定した同号十四に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第九百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、DNV ASから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

令和七年十月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

DNV ASから登録事項の変更の届出があった件

一　上海事務所の所在地の変更
(一)　事業所の所在地の変更

変更前	House No.9, 1591 Hong Qiao Road, Hong Qiao State Guest Hotel Shanghai 200336, People's Republic of China
変更後	House No.9, 1591 Hong Qiao Road, Changning District, Shanghai 200336, People's Republic of China
(二)　変更年月日　令和七年九月十日	

二　香港事務所の所在地の変更
(一)　事業所の所在地の変更

変更前	No.3 Lockhart Road, 21st Floor, Wanchai, Hong Kong, People's Republic of China
変更後	21st Floor, No.3 Lockhart Road, Wanchai, Hong Kong, People's Republic of China
(二)　変更年月日　令和七年九月十日	

三　舟山事務所の所在地の変更
(一)　事業所の所在地の変更

変更前	No.619 Dingshen Road, Building B Harbour International Building, Room 2104, Lincheng New District, 316000, Zhoushan, People's Republic of China
変更後	Room 2104, Building B Harbour International Building, No.619 Dingshen Road, Lincheng New District, Zhoushan 316000, People's Republic of China
(二)　変更年月日　令和七年九月十日	

四　広州事務所の所在地の変更
(一)　事業所の所在地の変更

変更前	No.138, Tiyu Dong Road, Goldlion Digital Network Building, Room 2804-2808, 510620, Guangzhou, People's Republic of China
変更後	Room 2804-2808, Goldlion Digital Network Building, No.138 Tiyu Dong Road, Tianhe District, Guangzhou 510620, People's Republic of China
(二)　変更年月日　令和七年九月十日	